

平成29年

# 上砂川町議会会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 平成29年第2回定例会

#### 第1号(6月14日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
諸般の報告	4
総務文教常任委員長 吉川 洋の報告	4
厚生建設常任委員長 伊藤充章の報告	5
副町長の(株)上砂川振興公社平成28年度決算並びに平成29年度事業計画報告	6
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	7
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	8
報告第1号 専決処分報告について「平成28年度上砂川町一般会計補正予算(第8号)」 (承認)	9
報告第2号 繰越明許費の報告について「平成28年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」 (承認)	10
議案第18号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)	11
休会について	15
散会の宣告	15

#### 第2号(6月16日)

議事日程	16
会議録署名議員	16
開議の宣告	16
会議録署名議員指名について	16
一般質問	16
小 澤 一 文	16
教育次長 斉 藤 琢 也	17

福祉課長 扇 谷 洋 子 .....	1 8
高 橋 成 和 .....	1 9
福祉課長 扇 谷 洋 子 .....	2 0
越 前 等 .....	2 1
住民課長 斉 藤 昭 彦 .....	2 2
福祉課長 扇 谷 洋 子 .....	2 2
議案第 1 8 号 平成 2 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）（原案可決） .....	2 3
調査第 2 号 所管事務調査について（許可） .....	2 3
派遣第 1 号 議員派遣承認について（承認） .....	2 4
追加日程について .....	2 4
意見書案第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 .....	2 4
意見書案第 3 号 2 0 1 8 年度地方財政の充実・強化を求める意見書 .....	2 5
意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤解消と 「3 0 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充 と就学保障に向けた意見書 .....	2 5
閉会の宣告 .....	2 6

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.14	6.16
1	小 澤 一 文	○	○
2	越 前 等	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○
4	吉 川 洋	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	高 橋 成 和	○	○
9	大 内 兆 春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.14	6.16
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.14	6.16
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○

平成 2 9 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 4 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 0 0 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について  
第 2 会期決定について  
6 月 1 4 日～6 月 1 6 日  
3 日間  
第 3 諸般の報告  
1) 議会政務報告  
2) 閉会中における常任委員会所管  
事務調査結果報告  
総務文教常任委員会（吉川委員  
長）  
厚生建設常任委員会（伊藤委員  
長）  
3) (株) 上砂川振興公社平成 2 8  
年度決算並びに平成 2 9 年度事  
業計画報告（副町長）  
4) 例月出納検査結果報告（3・4  
・5 月分）  
第 4 町長行政報告  
第 5 教育長教育行政報告  
第 6 報告第 1 号 専決処分報告につい  
て「平成 2 8 年度上砂川町一般会計  
補正予算（第 8 号）」  
第 7 報告第 2 号 繰越明許費の報告につ  
いて「平成 2 8 年度上砂川町一般  
会計予算繰越明許費」  
第 8 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度上砂川  
町一般会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 1 8 号は提案理由・内容  
説明までとする。

○会議録署名議員

6 番 堀 内 哲 夫  
7 番 横 溝 一 成

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただ  
いまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 2 回  
上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開  
会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きま  
す。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員  
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定に  
よって、6 番、堀内議員、7 番、横溝議員を指名  
いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第 2、会期決定につ  
いて議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から  
6 月 16 日までの 3 日間をしたいと思いますが、  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月16日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について各常任委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員会、吉川委員長。

○総務文教常任委員長（吉川 洋） おはようございます。総務文教常任委員会の所管事務調査報告についてご報告をさせていただきます。

調査期間でございますが、平成29年5月23日から5月26日の4日間でございます。

調査項目、役場庁舎建設までの工程、工夫、効率性、財源などについて調査をさせていただきました。視察場所は、山梨県早川町役場でございます。

調査委員、総務文教常任委員会、堀内委員以外3名、厚生建設常任委員会、伊藤委員長を含め4名、それと大内議長でございます。

随行員は、内野議会事務局長でございます。

視察先の説明員でございますが、早川町の副町長、望月公隆氏、同じく町議会議長、望月健市氏、総務課管財リニア担当副主幹、宮本高宏氏でございました。

6、調査内容でございますが、当町の役場庁舎は3棟で構成されておりますが、窓口業務をしている本館が昭和31年に建設され築60年が経過しており老朽化が目立ち、建てかえが必要となって

おります。早川町における役場庁舎建設までの工程や工夫、職員や町民からの意見聴取方法など無駄のない効率のよい機能的な庁舎のあり方について調査をいたしました。

調査結果でございますが、調査先の山梨県早川町は南アルプス連山の麓に位置しており、昭和31年に昭和の合併により早川流域6カ村が合併して今日に至っております。人口が本年3月1日現在で1,113人と日本で一番人口の少ない町であります。面積は、上砂川のほぼ10倍の369.9キロ平米の広大な町ではありますが、その96%が山林でありました。そして、高齢化率は50%と当町と同じく少子高齢化の問題を抱え、過疎化が進んでおり、また自主財源に乏しい町であるというふう聞いております。

昭和32年に建設をした木造庁舎は、築60年がたち、当町と同じく老朽化が進み、新築を計画、そして防災拠点として、また地域活性化の起爆剤となるような庁舎づくりが必要でありました。平成25年4月に職員のうち、各担当リーダーを中心とするメンバーで庁舎建設に関する検討会を発足し、5月に検討会にて基本構想、4つのコンセプトを定めたところであります。

まず初めに、1、人に優しく利用しやすい庁舎ということで、ユニバーサルデザインを導入し、多目的に利用可能な交流スペースを配備をしてありました。

2に、防災拠点となる庁舎ということで、空調熱源を電気、ガスと多元化、また72時間稼働可能な非常用発電機を設置、その他来庁者駐車場は緊急時にはヘリポートとして利用可能となっております。

次、3番目として機能性を重視した庁舎ということで、建物の長寿命化、事務効率の向上を図ったコンパクトな庁舎となっていました。

4として、環境に優しくぬくもりを感じられる庁舎、省エネ、二酸化炭素排出の削減を図り、その他町内、県内の木材を多く利用して来庁者がぬ

くもりを感じられるよう配慮をされておりました。

以後、基本計画を作成、基本設計業務、また実施設計業務を経て平成26年10月に工事請負契約、平成27年9月に新築部分の完成を見、そして10月に引っ越しし、その後旧庁舎の解体、外構工事等をし、平成28年3月に竣工となっております。

新しい庁舎のコンセプトをしっかりと考え、それらに沿った基本計画を策定して広く町民に親しまれる庁舎づくりに努力をされております。また、建物は全体的には木を多く利用されていますが、防災拠点としての機能を充実するために地下1階と地上1階のフロアは鉄筋コンクリートづくりになっており、緊急時の対応を十分に考慮したものとなっております。全体的には無駄のない機能的で効率的、また職員も町民も利用しやすい庁舎となっております。

事業費でございますが、建設主体工事は5億1,000万を含め、その他電気、機械、備品購入等で総事業費は8億3,700万ほどとなっております。財源内訳でございますが、庁舎建設基金が7億4,384万、木造公共施設整備事業補助金が4,975万円、起債として緊急防災・減災事業債を利用し4,400万円となっております。

当町の新庁舎建設においてもコンセプトを考え、それに沿った計画をしっかりとつくり、町民のためになり、また町民が誇りと思えるような庁舎づくりをするために参考にするとところが多くあり、今後検討をしていきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（大内兆春） 次、厚生建設常任委員会、伊藤委員長。

○厚生建設常任委員長（伊藤充章） 厚生建設常任委員会所管事務調査報告について、調査した結果をご報告いたします。

調査期間でございます。平成29年5月23日から5月26日の4日間でございます。

調査項目、人口減少・少子高齢化施策等につい

て。視察場所は、長野県下條村役場でございます。

調査委員は、厚生建設常任委員会、私、伊藤充章、小澤一文委員、横溝一成委員、数馬尚委員、総務文教常任委員会からは吉川洋委員長、越前等委員、高橋成和副議長、大内兆春議長でございます。

随行員は、議会事務局長、内野博之。

説明員、下條村議会議長、村松積氏、下條村総務課長兼会計管理者、吉村善郎氏。

調査内容でございます。本町は、人口減少・少子高齢化が進行し、平成37年の人口が2,648名と推計されていることから、高出生率で少子化を食い止めた施策や定住化対策等について調査を行いました。

調査結果でございます。調査先の下條村は長野県最南端、下伊那郡のほぼ中央に位置しており、面積は38.12平方キロメートル、人口3,836人でありまして、本町とほぼ変わらない環境の自治体で、隣接する飯田市街や中央道飯田インターから時間距離にして約20分ほどの距離であります。標高332メートルから828メートルの間に34の集落が散在しており、鉄道がなく、交通網に関しましては少々不便なように感じました。そのような中で全国平均を上回る1.82という高い出生率、若者を呼び込む施策等について説明を受けた後に意見交換を行いました。

少子化対策の施策の一つ、若者定住促進住宅として平成2年度から平成8年度までは一戸建て住宅を54戸、その後効率・若者の生活スタイルを考えて集合住宅の建設に切りかえ、10棟124戸、合計178戸を補助金を使わずに建設しておりました。住宅家賃は、2LDKの広さなのですが、ほぼ3万3,000円から3万4,000円ほどであり、周辺自治体の半額程度であるとのことでした。平成26年度決算であります。住宅維持管理費は1,926万円、使用料収入は6,661万円とのことでございます。

補助金を使っていないので、抽せん制ではなく



自治体独自の判断で入居者を選別でき、入居条件を子供がいる世帯、これから結婚をする若者に限定することができ、さらには入居する若者が地域に溶け込めるよう村の行事への参加や消防団への加入等を入居条件としたことにより、それらを嫌がるのではなく、積極的に参加する質のよい若者が入居しているとのことでございます。そのため、移住してきた若者同士の真のコミュニティーが生まれ、子育てなどに助け合う姿が見られるようになって、高校生までの医療費無償化、保育料の軽減及び第3子以降の保育料無料化、給食費70%補助、第2子5万円、第3子以上50万円の出産祝い金等、さまざまな子育て支援策と相まって子供を育てやすい環境となっていると考えます。

しかし、近年では下條村周辺自治体も同じような施策を行うようになり人口が減少傾向に、高齢化率も2割台で推移していたものが3割を超えるようになってきておりますが、若者定住促進住宅を退去した人の3割ほどが村内に住宅を建て引き続き住んでおり、村内で起業する若者も出てきているとのことでございます。村づくりは人づくりの方針のもと行われるさまざまな施策が村への愛着をしっかりと持ち、地域に貢献しようとする若者を育てているのではないかと考える次第です。

特効薬やマジックはない、一つ一つを積み重ねていくしかないと前村長はおっしゃったそうです。上砂川町においても総合計画を策定しております。これをしっかりと着実に実行し、都度住民へ進捗状況を公開して理解してもらい、先を見通しながらさらに次を積み重ねていく、このことが肝要であると改めて実感いたしました。

以上でございます。

**○議長（大内兆春）** 次に、株式会社上砂川振興公社の平成28年度営業報告、決算報告並びに平成29年度事業計画報告について報告を求めます。林副町長。

**○副町長（林 智明）** それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等に

つきましてご報告を申し上げます。

お手元に配付しております振興公社の平成28年度営業報告、決算報告並びに平成29年度事業計画書をご参照願いたいと思います。

1ページ、1の決算の概要をごらん願います。株式会社振興公社は、平成19年度に上砂川町より独自運営に入り10年目を迎え、無料送迎バスの運行拡充のほか、各種健康づくりイベントの開催、町からの助成を受け販売したプレミアム宿泊券の効果により日帰り入館者、宿泊者数は4.1%増となりましたが、宴会客数の落ち込みにより依然として厳しい運営となっているところであります。

決算内容についてご説明を申し上げますので、1ページ中段の表をご参照願います。平成28年度の決算は、収入では昨年度実施したホームページ更新など町の委託料の皆減により前年度対比3.8%、540万2,000円の減の1億3,795万8,000円、支出では館内LED化や経費節減、宴会数等の減、昨年実施した1階大広間の床改修、脱衣室ロッカー取り付けの改修費などの減により前年度対比4.1%、592万4,000円の減の1億3,712万9,000円、差し引き82万9,000円の経常利益から法人税20万8,000円を差し引いた62万1,000円が当期純利益となっております。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、1ページ下段から2ページ上段に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、2ページ中段の(2)、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館客数は前年度対比3.9%、3,917人増の10万4,238人、宿泊客数はプレミアム宿泊券の効果などにより前年度対比6.6%、437人増の7,066人で、全体では前年度対比4.1%増の11万1,304人となったところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)の健康の里づくり事業から5ページの(4)、宿泊客対策までまとめており、また5ページ中段に庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要を記載しておりますが、③の資本金は平成28年度に6,00

0株、3億円の減資によりまして平成29年3月31日現在の資本金は1,747株、8,735万円となり、株式の100%を町が所有しております。また、7ページに月別利用、8ページに貸借対照表、9ページに貸借対照表明細書、10ページには損益計算書、11ページには販売費及び一般管理費、12ページには株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、平成29年度の事業計画についてご説明いたします。14ページの1、基本方針であります。平成29年度は地方の景気回復の兆しが見えない中、食材費等の値上げなど観光施設にとっては厳しい現状が続いておりますが、年間入館者数目標を11万3,000人とし、利用収益は前年度決算の2.0%増の1億1,322万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。支出にあつては、経年劣化による修繕費等の増加など負担が見込まれることから、館内各所のLED化などの節電対策、厨房、売店両部門においては引き続き仕入れ原価抑制に努めます。

次に、2の部門別事業計画であります。1)の日帰り部門にあつては、毎週火曜日等の入館割引デーの通年継続や優待つき回数券の販売を実施するほか、継続実施している無料送迎バスの運行や祝日、祭日などに合わせたイベントなどを開催し、集客向上を図ってまいります。また、新たに7月から毎週水曜日夕方に無料送迎バスを運行し、新規利用者の確保に努めてまいります。

(2)の宿泊部門にあつては、営業サラリーマン向けのビジネスプランを引き続き販売するほか、ファミリープランとしてプレミアム宿泊券を販売し、誘客に努めてまいります。

(3)のレストラン、宴会部門にあつては、特産品を活用した料理や季節に応じたメニューを考案し、収入確保に努めるほか、宴会料理、ケータリングサービスを強化し、多様化するニーズに対応してまいります。

(4)、売店部門にあつては、地元商店協力の

もと農産物など販売を行い、地産地消の商品販売を展開してまいります。

(5)、特産品開発販売部門にあつては、ニジマスの薫製を売店商品としてより多くの方に安定供給できるよう努めるとともに、各種イベントでのニジマス商品の販売、PRを進めてまいります。

次に、3の事業予算であります。収入を1億3,753万5,000円、支出を1億3,727万円とし、差し引き26万5,000円とする予算であります。詳細につきましては、飛びまして17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります。利用収益として入館料2,406万円、町民無料券等820万円、宿泊料2,650万円、以下手数料まで合計で1億1,322万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,431万5,000円とし、収入合計を1億3,753万5,000円としたところであります。

次に、支出であります。人件費と厚生福利費で5,470万円のほか、主なところでは燃料費1,082万円、光熱水費1,600万円、仕入れ2,250万円等を見込み、支出合計を1億3,727万円とし、差し引き26万5,000円の経常利益を確保する収支予算としております。

ただいまご説明いたしました内容について16ページの損益計算書にまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上が振興公社の事業報告、事業計画であります。振興公社にあつては依然として厳しい経営環境にありますことから、町からのさらなるご支援をいただき、健全経営がなせるよう努めてまいりますと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長(大内兆春)** 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のおりでありますので、ごらんいただき、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成29年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりであります。その他1件、町立診療所の医師の変更について報告をさせていただきます。

指定管理者により管理運営を行っております町立診療所の越智勝治医師につきましては、平成26年4月に着任され、3年余りにわたり内科全般の外来診療及び成寿苑、はるにれ荘の入所者回診のほか、町の医療福祉施策にも積極的に取り組んでいただいておりますが、このたび体調不良により6月末をもって退職されることとなりました。指定管理者においては、医師確保が大きな課題でありましたが、後任の医師として平成17年から2年間道立紋別病院に、平成19年から本年3月までの10年間小平町立小平診療所に勤務し、現在札幌市内の病院に勤務されている北川医師を7月1日より町立診療所医師として勤務することになりました。

新しい医師の略歴ですが、年齢は現在50歳で、鹿児島大学医学部を卒業され、専門は内科全般であります。小平町勤務の10年間は内科を初め小児科、眼科、耳鼻科などの診療を行うなど子供から高齢者まで幅広い初期診療に当たり、また小平町の特別養護老人ホームの嘱託医師として入居者のケアに努めるなど地域医療への深い理解と熱意のある医師であります。診療所においてもこの経験と実績を生かし、内科のほか小児科、眼科を標榜し、診療に当たる予定となっております。家族構成は、配偶者と子供2人の4人家族で、勤務後は町内居住を希望されており、医師住宅に家族4人で入居する予定であります。

本町を含め、過疎地域における医師の確保につ

いては極めて難しい深刻な事態の中、町といたしましてはこのたびの医師の交代に当たり、地域医療の担い手を絶やすことなく住民の健康を守る診療体制の維持を第一に考え、指定管理者に対しましては長期にわたり本町に根づいた医療を行うことのできる医師の確保を求めてきたところであり、さきに申し述べたとおり過疎地医療に熱意と長い経験を有する医師の確保に至ったところであります。

なお、医師とその家族が町内に居住するため、医師住宅の営繕や診療所医療機器の更新経費について本定例会にて関係予算を計上しておりますので、ご審議賜りたいと存じます。

また、医師の給与補填につきましても医師の報酬見合いを考慮し、現行の年額360万から年額600万円を上限に増額をすることとしております。

引き続き医師との連携のもと、総合計画に掲げております住民が健康で生き生きと暮らせる町の実現に向け、安定した医療体制の維持、運営に取り組んでまいりますことを申し上げ、行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長行政報告を終わります。

---

### ◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

平成29年第1回定例会から本定例会まで、特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（大内兆春） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

## ◎報告第1号

○議長（大内兆春） 日程第6、報告第1号 専決処分報告について「平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）」の提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

補正理由といたしましては、町債の減額と地方消費税交付金、地方交付税及び国庫支出金の増額に係る歳入予算について補正し、公共施設等整備基金への積立金、地方公共団体情報システム機構への負担金について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文をごらん願います。報告第1号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）。

平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,727万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,227万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月31日専決

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、地方消費税交付金や地方交付税の精査による歳入増加分について公共施設等整備基金に積み立てるものが主なものであります。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、6款地方消費税交付金1,930万円の追加で、6,030万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

9款地方交付税4,100万円の追加で、17億8,147万3,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金27万5,000円の追加で、2億3,602万5,000円となります。

2項国庫補助金27万5,000円の追加で、8,387万1,000円となります。

19款町債330万円の減額で、3億4,756万4,000円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が5,727万5,000円の追加で、41億5,227万5,000円となります。

2、歳出、2款総務費5,727万5,000円の追加で、13億2,481万4,000円となります。

1項総務管理費5,700万円の追加で、12億8,572万5,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費27万5,000円の追加で、2,693万5,000円となります。

歳出合計が5,727万5,000円の追加で、41億5,22

7万5,000円となります。

次ページであります。第2表、繰越明許費。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、個人番号カード交付事業、事業費27万5,000円、合計27万5,000円。

第3表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。過疎地域自立促進特別事業、5,090万円、4,930万円。

中央小学校大規模改修事業、9,840万円、9,670万円。

事項別明細書、7ページ、歳出であります。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5,700万円の追加で、10億4,064万9,000円となります。25節積立金5,700万円の追加は、一部を除き歳入増加分を公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費27万5,000円の追加で、2,693万5,000円となります。個人番号カード交付事業費補助金が追加交付されたことに伴い、地方公共団体情報システム機構への負担金として27万5,000円を追加計上するものであります。

歳入に参ります。5ページであります。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金1,930万円の追加で、6,030万円となります。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税4,100万円の追加で、17億8,147万3,000円となります。

13款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費補助金27万5,000円の追加で、4,491万9,000円となります。

19款町債、1項町債、1目総務債160万円の減額で、1億3,256万4,000円となります。

4目教育債170万円の減額で、9,670万円となります。いずれも交付決定による精査でございます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由並びに内容

の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第1号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）」は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第2号

○議長（大内兆春） 日程第7、報告第2号 繰越明許費の報告について「平成28年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費の報告について「平成28年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算を次のとおり平成29年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであること。

平成29年6月14日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第2号について内容の説明をいたします。

繰越明許費につきましては、国の補正予算成立により、本年3月定例議会におきまして一般会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を得た範囲内で平成29年度へ繰り越しましたので、報告するものでございます。

初めに、多世代交流拠点施設整備事業につきましては、町民の皆さんが世代を超えて利用することができる交流の場としてカフェ機能を備えた交流カフェを整備するため、3月補正に3,980万円の予算を計上し、平成29年度に繰り越したものでございます。次に、個人番号カード交付事業につきましては、国の補助金対象事業であります。平成28年度事業として追加交付されたことが決定となり、補正予算として27万5,000円の予算を計上し、平成29年度に繰り越すものでございます。

それでは、本文に参ります。2款総務費、1項総務管理費、事業名、多世代交流拠点施設整備事業、金額3,980万円、翌年度繰越額3,980万円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金1,879万5,000円、地方債1,600万円、その他、一般財源500万5,000円。3項戸籍住民基本台帳費、事業名、個人番号カード交付事業、金額27万5,000円、翌年度繰越額27万5,000円、国・道支出金27万5,000円、計、金額4,007万5,000円、翌年度繰越額4,007万5,000円、国・道支出金1,907万円、地方債1,600万円、一般財源500万5,000円。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第2号に対する質疑を受けます。質疑ござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 繰越明許費の報告について「平成28年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

#### ◎議案第18号

○議長（大内兆春） 日程第8、議案第18号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第18号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,250万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月14日提出

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第18号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税100万円の追加で、16億3,400万円となります。

1項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金51万円の追加で、1億9,488万9,000円となります。

2項国庫補助金51万円の追加で、4,551万9,000円となります。

18款諸収入250万円の追加で、9,339万1,000円となります。

5項雑入250万円の追加で、8,242万6,000円となります。

19款町債700万円の追加で、2億4,550万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金3,449万円の追加で、3,449万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が4,550万円の追加で、28億7,250万円となります。

2、歳出、2款総務費1,640万1,000円の追加で、1億9,260万7,000円となります。

1項総務管理費1,608万5,000円の追加で、1億6,764万7,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費31万6,000円の追加で、1,818万円となります。

3款民生費514万9,000円の追加で、7億4,767

万5,000円となります。

1項社会福祉費404万9,000円の追加で、6億5,499万4,000円となります。

2項児童福祉費110万円の追加で、9,207万7,000円となります。

7款商工費585万円の追加で、5,143万7,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費1,170万円の追加で、3億1,200万3,000円となります。

2項道路橋りょう費1,170万円の追加で、1億507万7,000円となります。

10款教育費640万円の追加で、3億379万2,000円となります。

2項小学校費20万円の追加で、2億2,935万6,000円となります。

3項中学校費240万円の追加で、3,869万7,000円となります。

5項保健体育費380万円の追加で、1,434万9,000円となります。

歳出合計が4,550万円の追加で、28億7,250万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、若葉台分譲団地地面補修事業、限度額、700万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

事項別明細書8ページ、歳出であります。このたびの補正は、下鶉地区道道北側の測量調査と各種復旧、補修工事、パークゴルフ場のり面補修工事が主なものであります。

3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目

財産管理費1,258万5,000円の追加で、2,555万1,000円となります。11節需用費、修繕料は町長行政報告でも申しあげましたように新しい医師が医師住宅に居住することから、医師住宅の修繕料としての計上と現在使用禁止としている下鶉公衆トイレの除却費として409万1,000円を計上するものであります。13節委託料450万円の計上は、下鶉地区道道北側、旧土井上氏所有地について土地利用計画で分譲地として位置づけており、また道警から下鶉交番の建てかえ用地として使用したいとの申し入れがあることから分譲測量調査として行うものであります。資料ナンバー1をご参照願います。17節公有財産購入費205万円の計上は、図面にありますように①から③までの用地792.32平方メートルを購入し、交流カフェを建設し、ローソンの相乗効果を図るものであります。18節備品購入費は、新しい医師の要望により血液検査の結果を患者にいち早く伝えることができるよう、全自動血球測定器を購入するため194万4,000円計上するものであります。

11目地域振興費250万円の追加で、1,875万6,000円となります。自治会連絡協議会補助金250万円の追加は、自治総合センター助成金を活用して各町生活館に自動除細動器AED6台を整備するため計上するものであります。

12目地域おこし協力隊事業費100万円の追加で、2,182万3,000円となります。国は、協力隊の定住と起業を促進するため、最終年次か任期満了後1年の間に起業し、自治体が補助した場合、100万円を上限に特別交付税措置することとしており、本年度最終年次を迎える協力隊がウェブ制作会社を起業するため上限額を助成するものであります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費31万6,000円の追加で、1,818万円となります。これまで自治体間の運用テストを行っていましたが、今後国と自治体との総合運用テストを実施するためシステムを導入するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費19万4,000円の追加で、3億4,629万7,000円となります。福祉介護職員処遇改善費として、障害福祉サービス等に必要なシステム改修経費として19万4,000円計上するものであります。

3目社会福祉施設費63万円の追加で、751万9,000円となります。東山町内会の活動拠点である東山高齢者住宅の集会室を町内会活動が円滑に行われるよう改修するものであります。

5目介護保険費322万5,000円の追加で、1億3,123万6,000円となります。資料ナンバー2をご参照願います。介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスA)の概要であります。1の目的は、介護保険制度の改正で介護保険サービスの対象外となった比較的元気な要支援1以下の高齢者に運動機能の維持、改善に特化した利用しやすい新たなサービスが必要であることから、新たに安価、近距離、短時間の通所型サービスを独自に実施することにより本町の要介護者の増加に歯どめをかけ、地域包括ケアシステムの構築を図るものであります。

2の対象者は、基本チェックリスト判定で生活機能低下が認められる者で、定員は15名となっております。

3のサービスの概要であります。実施場所はデイサービスセンター、実施日時は週1回、火曜日で時間帯は9時30分から12時20分まで、メニューは基本項目は送迎、健康チェック、運動、リラクゼーション、希望者には入浴、食事を提供するものであります。利用者負担は月定額制で、介護保険同様サービス単価の1割相当額とし、入浴ありで利用者負担月1,200円、入浴なし利用者負担月1,000円、食事代は1回640円となっております。

5の事業の開始時期は平成29年10月からで、6の事業経費及び予算の措置については、12節役務費では利用者傷害保険料として4万8,000円、13節委託料は197万7,000円で内訳は施設サービス委託として萌福祉サービスに166万2,000円、北星ハ



イヤーに送迎サービス委託として31万5,000円、18節備品購入費は運動器具や映像機器などの購入費として120万円、合計322万5,000円となるものであります。

予算書にお戻り願います。2項児童福祉費、2目保育所費110万円の追加で、5,407万3,000円となります。11節需用費40万円の追加は、保育園に設置されている複合遊具の滑り台部分の一部が不良となっており、危険な状況にあるため滑り台部分の撤去とプラスチック製の窓が割れていることから修繕するものであります。18節備品購入費70万円の追加は、複合遊具の滑り台部分を撤去したことから、新たに滑り台を購入するものであります。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費425万円の追加で、2,477万7,000円となります。商工会議所が実施しておりますプレミアム商品券の助成事業で、商品券は例年同様1万2,000円の商品券を1万円ですべて2,000セット販売するもので、購入限度を1世帯につき5セットまでとし、販売時期は10月中旬を予定しており、住民周知につきましては10月号広報並びにPRチラシを行うこととし、割り増し分400万円と事務費分2分の1の25万円、合計425万円を計上するものであります。

2目企業開発費160万円の追加で、1,640万5,000円となります。鶉本町地区の企業誘致案内看板が劣化していることから、アンカーボルトの点検など看板の補強及び塗装、企業名の書きかえを行うため160万円計上するものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費1,170万円の追加で、1億507万7,000円となります。資料ナンバー3をご参照願います。下鶉山の手地区排水管詰まり復旧工事につきましては、排水管が詰まり、水抜き作業及び土砂撤去等の復旧工事で220万円、下鶉地区排水路及びのり面復旧工事は融雪等により一部のり面が崩壊したことから復旧工事費として250万円、若葉台分譲団地のり面補修工事につきましては昨年の大雨の

影響でのり面が崩壊したため、のり面補修工事として700万円、合計1,170万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費20万円の追加で、985万5,000円となります。本年度特別支援学級に言語支援学級が必要となったことから、多目的言語カードセットなどの言語教材を整備するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費240万円の追加で、2,916万9,000円となります。中学校格技室裏ののり面が長年の雨で崩落したことにより、開削整形や排水管路延長などの修復工事費として計上するものであります。

5項保健体育費、2目体育施設費380万円の追加で、1,131万7,000円となります。奥沢パークゴルフ場のパンケウタシナイ川ののり面が融雪等により一部崩落したため、のり面及びフェンスの復旧工事費として計上するものであります。

歳入に参ります。6ページであります。2、歳入、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税100万円の追加で、16億3,400万円となります。地域おこし協力隊起業支援、歳出同額を計上するものであります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金31万6,000円の追加で、63万6,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

2目民生費補助金19万4,000円の追加で、2,136万2,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

18款諸収入、5項雑入、5目雑入250万円の追加で、8,242万2,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

19款町債、1項町債、2目土木債700万円の追加で、2,880万円となります。若葉台分譲団地のり面補修事業に係る起債の計上であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,449万円の追加で、3,449万円となります。前年度繰越

金を充当し、収支の均衡を図るものであります。  
以上であります。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

署名議員 堀内 哲夫

---

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のためあす15日は休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、明日15日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 大内 兆 春

平成 29 年

## 上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 16 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 議  
午前 10 時 50 分 閉 会

### ○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 18 号 平成 29 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 18 号は質疑・討論・採決とする。
- 第 4 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 5 派遣第 1 号 議員派遣承認について  
（追加日程）
- 第 6 意見書案第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書
- 第 7 意見書案第 3 号 2018 年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 8 意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤解消と「30 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

### ○会議録署名議員

6 番	堀	内	哲	夫
7 番	横	溝	一	成

### ◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 29 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、6 番、堀内議員、7 番、横溝議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### ◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第 2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

### ◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（大内兆春） 1 番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1 番（小澤一文） おはようございます。小澤でございます。通告に従い、順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、就学援助制度について質問いたします。就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食費などの一部を市区町村が支給し、国がその 2 分の 1 を補助する制度であります。しかし、これま

では新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給されていましたが、国の補助金交付要綱によってその費用は入学後の支給となっており、家計の負担が大きくなる時期に必要な支援が受けることができませんでした。

今般、文科省はその要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正し、新入学児童生徒学用品費の単価を倍額にするとともに、その支給対象者についてこれまでの児童生徒から新たに就学予定者を加え、これによって入学前にも支給されることになりました。また、文科省からはこの改正に合わせて平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされたところであります。しかしながら、この措置はあくまで要保護児童生徒に限ったものであり、今回準要保護児童生徒はその対象にはなっておりません。

要保護児童生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているものと認識いたします。しかし、この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応については国の予算措置がないため全額本町負担となり、その対応は本町で判断していくこととなります。私は、今後の子育て環境の充実を図るためにもぜひ文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給を平成30年度から実施できるようにすべきと考えますが、その所見を求めます。

次に、認定こども園建設に関する質問をいたします。平成31年度の開園を目指して本事業は既に動き出しているところであり、多くの町民は関心を持っていることと思います。この認定こども園が野球場跡地に建設されることは既に決定しています。中央小学校が近くなることから、交流を活発に行ってはいかがでしょうか。また、児童館が併設されることから、児童の保護者の皆様にも安心して利用できる施設になるものと考えます。

それでは、表1にあらわした数字は中央小学校と双葉保育園での登校、登園に使われた保護者等

の車両台数をあらわしたものです。ただし、中央小学校ではグラウンド西側、野球場跡との間にある道路上にて児童が降車した台数となっています。どちらも午前7時50分から午前8時10分の間に集中して登校、登園しています。そこで、仮に中央小学校と認定こども園の保護者等の車両が同一の通行経路を使用した場合、ごく短時間に多くの車両が集中し、かなりの混雑が予想されます。しいては、この混雑から無用な交通事故や交通渋滞が懸念されるところであります。また、この時間帯は多くの通勤の車両が通行していることもあり、安全対策を講ずる必要があると考えますが、現在どのような計画を考え、どう取り組まれているのかお尋ねいたします。

安心して子育てができる町づくりのためにも万全な対策をお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（大内兆春）** ただいまの1番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、斉藤教育次長。

**○教育次長（斉藤琢也）** それでは、1番、小澤議員の1件目のご質問、就学援助制度についてお答えいたします。

初めに、就学援助制度についてご説明申し上げます。就学援助制度は、議員のご説明にもございましたが、経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対し、学用品の購入費用や給食費、修学旅行費や入学準備金などの必要な費用を支援するものであります。就学援助の対象につきましては、生活保護を受給している要保護世帯とそれに準じた基準により認定される準要保護世帯があります。

要保護世帯となる生活保護世帯の認定は、町村にあっては北海道が行っており、準要保護世帯においては生活保護における収入基準額をベースに各市町村ごとに独自の認定基準を定め認定しており、本町にありましては1.3倍未満の収入世帯としております。また、支給される項目にありましても市町村によって一部異なりますが、前段申し

上げました学用品の購入費用、給食費、修学旅行費、小中学1年生時に支給される新入学生用品費があります。

本町における準要保護世帯認定に係る申請手続ですが、新年度分につきましては認定基準であります前年収入が確定いたします2月から受け付けを開始し、小中学校に入学もしくは在籍が確定いたします4月1日に認定をし、入学準備金については4月中に支給しており、要保護世帯においては小学生4万600円、中学生4万7,400円に増額をし、入学前の3月1日に支給されております。

本年の準要保護の申請状況につきましては、32世帯の保護者より申請があり、審査を行った結果、4月1日の認定日において30世帯が認定され、前年収入が生活保護基準額の1.3倍を超えていたことから2世帯が認定とはならず、これにより小学校においては要保護世帯を含めて全児童に対する要保、準要保護の支給を受けている児童の割合は約41%、中学校においては約44%と高い割合になっております。

議員ご質問の準要保護世帯の単価の改正と入学準備金を入学前に支給はできないかですが、支給額につきましては要保護単価に準拠しているため、要保護世帯と同様に増額改定した金額で支給しております。入学前の支給につきましては、収入状況の確認や町外に転出された場合に既に支給された援助費用の返還など諸問題が多いものと現状では考えます。しかしながら、空知管内において既に事前支給を実施している町もあり、近隣市町においても新入学生用品費の入学前支給を実施する市町がふえることも想定されます。

議員がお考えのとおり、子供の貧困化が課題となっている今、子育て環境や学習環境の充実の重要性はもちろんのことでありますが、本町におきましては財政状況が厳しい中ではありますが、未来を担う子供たちのために給食費半額助成、教材費半額助成、タブレット端末機導入、公設学習塾の開設、修学旅行費助成、高校生就学費等助成、

奨学金制度の拡充など町独自の事業として各種施策を実施し、学習環境の充実や保護者の経済的負担軽減を図っているところであります。

今後におきましては、先ほども述べましたが、入学前の支給に当たってはさまざまな課題があることから、これら課題の整理や近隣市町の動向を注視するとともに、既に実施している町の実施方法や問題点などを参考に検討してまいりたいと考えておりますことを申し上げ、1件目の答弁いたします。

○議長（大内兆春） 次に、扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子） 1番、小澤議員の2件目のご質問、認定こども園建設に関連してについてお答えいたします。

初めに、認定こども園につきましては、野球場跡地に既存の認可保育所双葉保育園に幼稚園機能を加える保育所型の認定こども園として整備するため、平成28年度基本設計、平成29年度実施設計、平成30年度建設、平成31年度開園を目指し、現在準備を進めているところであります。

認定こども園の建設に当たりましては、庁舎内での検討会や保護者会、子育て支援ネットワーク会議などで構成する検討会を立ち上げ、意見交換の中で議員ご指摘の登校、登園の保護者の送迎による事故が不安との意見が多く出されました。このため、保護者の車が送迎時混雑しないように認定こども園の入り口をプール側とすることとし、基本設計を受注している業者に指示しているところであり、現在実施設計を発注しておりますが、基本設計をベースに検討しているところであります。

さらに、園児と児童の両方を持つ保護者もおりますことから、今後さまざまなケースが想定されますので、ケースに応じたさらなる安全対策を検討しているところであり、平面プランとあわせて原案がまとまりましたら改めて議会にお諮りしたいと考えております。

なお、中央小学校との交流につきましては、中

央小フェスティバルへの参加、演劇鑑賞、中央小運動会練習見学、一日入学などを行っているところでありますが、今後小学生の絵本読み聞かせなども計画されており、小学校と保育園の連携によりさらなる交流の実現を目指しますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） 傍聴席にお願いがございます。携帯をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りになってください。お願いいたします。

ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 次に、8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 平成29年第2回定例会に当たり、通告しております障害者への就労支援と障害者福祉と食品分野との連携について質問いたします。

知的障害、精神障害の方々への一般就労に向けた取り組みについては、働きたくても働く場所がないことや働く場所があっても賃金や工賃が低い状況にあり、全国的に自立できる方は少なく、厳しい状況にあります。国においてもさまざまな支援策があるのかと思いますが、本町においても町内に居住する対象者への交通費等の助成をされております。空知管内には、障害者の福祉施設や就労施設というのはどのくらいあるのか、上砂川町内には現在何名の対象者が社会復帰に向けた施設に通所されているのでしょうか。障害者の置かれている現状と国からの支援については、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

2点目、町内で唯一就労支援を目的に菌床シイタケ栽培をしていた滝川市の事業所が撤退し、町

内からシイタケが全てなくなってしまうことを危惧しておりましたが、先月から町内中町地区に新たに就労継続支援B型事業所が事務所を配置し、7月開設を目標に準備を進めており、中町地区にあるハウス1棟を利用し、入所定員20名、知的障害者、精神障害者を対象とした障害者福祉就労施設が新たに運営されようとしております。町の特産であるシイタケ栽培の灯が消えずに済んでよかったと安堵しているとともに、障害者の就労支援の場所が新たにできたことに自分も心から応援したいと思うところでございます。

また、シイタケ栽培だけではなく、町内の企業や地域活動への連携もこれから視野に入れているとのこと。高齢化が進んでいる我が町において、各町自治会においても草刈りやごみ収集等のお手伝いの担い手が少なくなっている現状です。これまでも形態は異なりますが、他の障害者福祉施設が町内企業、各団体からの委託、事業連携しながら作業をされております。町内企業、各町自治会との協力関係について、今後しっかりと構築できれば町長の執行方針にも掲げている地域共生社会づくりの推進につなげることもできますし、高齢化による地域支援活動の担い手不足の問題についても解消することができないかと思うところです。これからの障害者と地域住民との協力体制と支援について、町としての見解を伺います。

3点目、障害者福祉と食品分野の連携について、国においては障害者と多様な異業種との連携事業を推進しております。最近になり、福祉と医療分野の連携、農業と福祉の連携が全国各地で行われており、道内においても生薬栽培やシイタケ栽培を石狩市厚田の就労支援施設が製薬会社と提携して事業展開しております。町内には、ほかにもあいているハウスが8棟あり、雪害で倒壊しかかっているハウスもございますが、このまま眠らせておくのはもったいないと思うところでございます。障害者の就労支援等を行いながらシイタケ栽培の町として再び発展させることができれば、総

合戦略にも記載されている6次産業化にもつながるかと思ひますし、国の制度等を利用して今後取り組むことができないのかお伺ひいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子） 8番、高橋議員のご質問、障害者への就労支援と障害者福祉と食品分野との連携についてお答えいたします。

初めに、現在の障害者施策は平成25年施行の障害者総合支援法に基づき行われており、議員1点目のご質問、障害者福祉サービス事業所、福祉施設、就労施設についてであります。障害者就労継続支援事業には通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対する就労支援を行う就労移行支援と通常の事業所で雇用されることは困難ではあるものの、雇用契約に基づく就労が可能な障害者を対象とし、給料をもらいながら利用するA型と通常の事業所で雇用されることは困難で、雇用契約に基づく就労も困難な障害者を対象として授産的な活動を行い、工賃をもらいながら利用するB型があり、町内にあります既存事業所は就労継続支援B型で、砂川にある特定非営利活動法人の上砂川町分所として位置づけられています。

平成29年5月31日現在、北海道内には6,895事業所があり、そのうち空知管内は24市町417事業所が運営しており、就労支援事業所は94事業所で、就労支援に関する94事業所の内訳は就労移行支援14事業所、就労継続支援A型19事業所、就労継続支援B型61事業所となっており、本町の障害福祉サービス利用者数は平成29年5月31日現在92人で、就労支援事業所利用者は34人、そのうち在宅の通所施設利用者は22人となっております。

社会復帰施設への通所につきましては、平成28年度実績4人、交通費の半額、総額13万4,300円を助成しており、そのほかの方々は事業所の無料

送迎サービスを利用しております。

障害者の置かれている現状としましては、障害のある人の重度化、高齢化、高齢者の障害化、貧困との関連性の強さ、障害の受容できない人などさまざまな課題があります。そのような中、平成15年度より障害者の自己決定を尊重するため、障害サービスが措置制度から障害者がみずから事業所と契約し、サービスを選択できる支援費制度となり、平成18年度には障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神障害を含めた制度が確立し、平成25年には基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができることを目的とした障害者総合支援法が施行されました。このことにより障害ニーズの多様化、社会資源の増加等により障害福祉サービスを利用する人は年々増加し、本町におきましても平成28年度実績で延べ1,593件、2億1,843万5,824円の給付費となり、国が2分の1、道が4分の1の助成を受けての事業となっております。

議員ご質問の2点目と3点目は関連がございますので、あわせて答弁いたします。滝川市の就労継続支援事業所が本年3月をもって撤退しましたが、滝川市にある別の特定非営利活動法人が運営する就労継続支援B型事業所によるシイタケ栽培が町内のハウス1棟を借用し、本年7月開設を目指しており、同じ就労継続支援B型である町内の既存事業所との連携も検討したところでありますが、異なる事業所間の作業連携は法的に困難であること、また町内にある既存事業所での単独シイタケ栽培は利用者の作業能力等から困難であるとの結果から、町内既存事業所でのシイタケ栽培は断念したとのことでした。

さきに申しましたとおり、B型の利用者報酬は作業工賃であり、町内の既存事業所の工賃は1時間当たり170円から180円となっており、利用者11人の作業時間も作業内容も個人差があります。

議員もご承知のとおり、高齢化が進む本町において地域における除雪や草刈り、ごみ収集等、生

活支援に係るニーズはふえております。子供から高齢者まで障害を持つ人も持たない人もそれぞれができることをできる範囲で行う中でともに暮らし続ける共生社会の実現に向け、議員ご指摘の障害者と町内企業や各町自治会との請負や協力体制につきましては具体的内容が示された中で検討してまいります。

なお、障害福祉と食品分野の連携及び農業と福祉の連携ですが、1次産業がない上砂川町においてシイタケ栽培は1次産業とは言いつつも現時点では就労継続支援のスタートに立とうとしている段階でありますので、6次産業化につきましても今後の栽培状況を見守りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。ありがとうございました。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 越 前 等 議 員

○議長（大内兆春） 次に、2番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（越前 等） 第2回定例会におきまして一般質問をいたします。適切な答弁を求めます。

第1は、マイナンバー、個人番号について幾つかお伺いいたします。1つは、昨年1月から希望者に個人番号カードを交付しています。上砂川町での交付実績についてお伺いいたします。

2つ目は、上砂川町におけるさまざまな申請や手続のときに個人番号を提示するよう求めています。国では、税金申告のとき個人番号がなくても受け付けると聞いております。また、近隣の市や町でも個人番号がなくても受け付けをしているところがあると聞きます。上砂川町では、個人番号を示さない場合、申告、手続を受理しないのかお

伺いいたします。

3つ目は、市や町が28年度の住民税特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載して事業所に郵送しておりますが、各地で誤配などから個人番号の漏えい起きています。このことに関してお伺いをいたします。

上砂川町での通知書の発送方法及び発送先の事業所の件数と従業者数をお伺いいたします。

通知書発送において問題点及び改善点はないのでしょうか。

個人番号について、行政だけではなく、事業所での取り扱いは厳しい管理が求められています。流出や漏えいはあってはなりません。全国各地では、これらの対策のために通知書に個人番号を載せるのをやめたり、番号の一部だけのみを記載しているところがあるようです。国の法律では、記載しなくても罰則の規定はないと聞いております。上砂川町でも個人番号の流出や漏えい対策の点から、番号記載のあり方の検討を求めます。

第2点は、健康診断各種検診のうち、前立腺がんの検診についてお伺いいたします。前立腺がんは、近い将来、男性のがんのうち最も多くなると言われております。サイレントキラーと言われ、自覚症状がほとんどないため、気づいたときには手おくれになる事例を数多く聞かれます。前立腺がんの早期発見と対策のために、前立腺がん検診が大変有効です。町での前立腺がんの血液検査の取り組みを評価しますが、検診を受ける方が大変少ないようです。前立腺がんの検診率を高めるために何点かお伺いをいたします。

前立腺がんの検診料金について、非課税世帯も含め2,060円となっておりますが、他の市や町での料金に比べて高い感じがいたします。ほかでは、非課税及び国民健康保険の方については無料となっているようです。見直すべきではないでしょうか。管内での料金設定についてお伺いいたします。

検診周知のあり方について、40歳以上の国民健康保険の男性の方に対して個別に案内通知をした



らどうでしょうか、考えをお伺いいたします。

以上でございます。

**○議長（大内兆春）** ただいまの2番、越前議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、斉藤住民課長。

**○住民課長（斉藤昭彦）** 2番、越前議員の1件目のご質問、マイナンバー、個人番号についてお答えいたします。

初めに、マイナンバー制度につきましては日本国内の全住民に12桁の個人番号を登録し、国や地方公共団体など複数の機関で保有する個人情報とひもづけることで行政の効率化、国民の利便性の向上、公平、公正な社会の実現を目指すものであります。マイナンバーの利用につきましては、平成28年1月から番号法で定める社会保障、税、災害対策の各分野の行政手続で導入され、本年7月から国や関係機関と情報連携が開始されるものであります。

ご質問の1点目、個人番号カードの交付実績であります。本年3月末での交付実績は306件で、4月以降8件交付しており、5月末現在では314件となり、町民のおよそ10%の交付となっております。

次に、2点目の税の確定申告の際に個人番号を示さない場合は申告書を受理しないのかというご質問でございますが、他市町村同様、本町におきましても確定申告の際に個人番号の記載がない場合であっても申告は受理しておりますが、税務署の指導により次年度から番号を記載するよう伝え、申告書を税務署に引き継いでいるところでございます。

3点目の個人住民税の特別徴収税額決定通知書に関してであります。全国で特別徴収税額決定通知書の送付の際、誤って別の事業所に送付した事例があり、近隣においても同様の事例が発生しております。本町におきましては、先月5月10日に248事業所、508名分の特別徴収税額決定通知書を発送したところでございます。発送に当たりま

しては、個人番号の記載の有無にかかわらず、従前同様、複数人でのチェックを行い、宛名に事業所名と担当部署名を併記し、簡易書留郵便にて発送するなど誤配を防止し、確実に取扱者に届くよう個人番号の適切な管理のための対策を講じております。

また、特別徴収税額決定通知書は地方税法施行規則に様式が定められており、その様式を市町村が独自に定めることや様式に定められている事項を記載しないことは認められておらず、今後も法令に基づき適正に執行してまいります。

町では、個人番号以外にも住民の住所、氏名、生年月日などの個人情報を業務として日常取り扱っており、個人番号に限らず、これらの個人情報を厳正に取り扱うことが責務でありますことから、今後も個人情報を適切に管理するため、漏えい防止などの安全管理措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（大内兆春）** 次に、扇谷福祉課長。

**○福祉課長（扇谷洋子）** 2番、越前議員の2件目のご質問、健康診断各種検診のうち、前立腺がん検診についてお答えいたします。

初めに、上砂川町におけるがん検診の状況であります。健康増進法に基づき胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんと町単独の前立腺がんの6種類のがん検診につきまして町内での検診受診機会を確保し、がんの早期発見、早期治療への取り組みを進めております。

本町の前立腺がん検診につきましては、平成16年度より開始し、希望する40歳以上の男性住民を対象に検診料金2,060円で採血による前立腺特異抗原P S A検査にて実施しておりますが、前立腺がん検診は死亡率減少効果の有無を判断する証拠不十分のため、対策型検診としての推奨ができないとの前立腺がん検診ガイドラインを参考に、検診機会の提供のみにとどめていた経緯がございます。

議員1点目のご質問、検診料金の見直しについては、滝川保健所管内の状況であります。5市5町のうち赤平市、歌志内市を除く3市5町が前立腺がん検診を実施し、滝川市、奈井江町、本町が2,060円、浦臼町と雨竜町が無料、砂川市が1,000円、新十津川町が500円、本年度より開始した芦別市は700円の受診者負担料金としております。対象者につきましては、40歳以上としている市町は本町を含む2市2町、50歳以上としている市町が1市3町であります。

本町における他のがん検診料金ですが、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診は検診費用のおおむね3分の2の助成を行っており、生活保護世帯、町民税非課税世帯につきましては検診料金を免除し、無料にて検診を受診できる体制としております。

2点目の個別に検診案内通知をしてはとのご質問ですが、現在周知につきましては他のがん検診同様、町広報、チラシの全戸配布、高齢者応援ガイド、町ホームページ等で行っており、前立腺がん検診のみの個別通知は考えておりませんが、前立腺がんの検診受診者は毎年35人前後で受診率8%前後で推移しておりますので、今後検診受診率向上に向けた周知につきましてはさらなる工夫を検討したいと考えております。

なお、前立腺がん検診は死亡率減少効果の有無を判断する証拠不十分とは言いつつもPSA検査は早期診断をする上では有用な検査でありますので、3月の特定健診料金の見直しでも答弁しておりますが、現在前立腺がんに限らず、他のがん検診の検診料金の見直しを検討しているところであり、あわせて周知方法につきましても創意工夫のもと、受診しやすい環境づくりに努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切

ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

#### ◎議案第18号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第18号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

議案第18号については、既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第18号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成29年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第2号

○議長（大内兆春） 日程第4、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可す

ることに決定いたしました。

---

◎派遣第1号

○議長（大内兆春） 日程第5、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第6、意見書案第2号から日程第8、意見書案第4号まで3件の意見書案の本文が相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号から意見書案第4号まで本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

---

◎意見書案第2号

○議長（大内兆春） 日程第6、意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について議題といたしま

す。

2番、越前議員、ご登壇の上発言願います。

○2番（越前 等） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年6月16日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 越前 等

賛成議員 数馬 尚 伊藤 充章

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第2号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月16日

上砂川町議会議長 大内兆春

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上であります。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める

意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎意見書案第3号

○議長（大内兆春） 日程第7、意見書案第3号  
2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書  
について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上発言願います。

○5番（数馬 尚） 2018年度地方財政の充実・  
強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に  
より提出する。

平成29年6月16日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 高橋 成和 小澤 一文

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容  
の説明は省略させていただきます。

意見書案第3号、2018年度地方財政の充実・強  
化を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を  
提出する。

平成29年6月16日

上砂川町議会議長 大内兆春

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大  
臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大  
臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地  
方創生規制改革担当）。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を  
終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切  
ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 2018年度地方財  
政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり  
決定いたしました。

---

◎意見書案第4号

○議長（大内兆春） 日程第8、意見書案第4号  
義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2へ  
の復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の  
実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・  
拡充と就学保障に向けた意見書について議題とい  
たします。

5番、数馬議員、ご登壇の上発言をお願いいた  
します。

○5番（数馬 尚） 義務教育費国庫負担制度堅  
持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と  
「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消  
など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見  
書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に  
より提出する。

平成29年6月16日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 吉川 洋 越前 等

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容  
の説明は省略させていただきます。

意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持  
・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「3  
0人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消な  
ど教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見  
書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を  
提出する。

平成29年6月16日

上砂川町議会議長 大内 兆 春  
提出先 衆議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、  
財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地  
方創生担当）。

議 長 大 内 兆 春

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を  
終わります。

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切  
ります。

署 名 議 員 横 溝 一 成

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 義務教育費国庫  
負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の  
超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの  
貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に  
向けた意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議され  
ました案件につきましては、全て終了いたしました  
ので、平成29年第2回上砂川町議会議定例会を閉  
会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時50分）

地方自治法第123条第2項の規定に  
よりここに署名する。